

正午頃前記嘆願ヲ事業主ニ提出交渉ノ結果午後五時ニ至リ
 別記(一)覽書ノ通り圓滿解決セリ
 右及申(通)報候也

別記(一) 嘆願書

- 一 今後首切リセザルコト
- 一 日給ヲ左ノ通り値上セラレタシ
- 一 男工ニ割 廿エ 三割
- 一 女工ニ割 廿エ 三割
- 一 就業時間ヲ左ノ通り改正セラレタシ
- 一 午前七時半ヨリ午後五時ニ至ル
- 一 就業手当ヲ左ノ通り支給セラレタシ
- 一 八時マデ支給ニシテ、十時ヲ五分
- 一 給料支拂日ヲ左ノ通り十日ニ間トセラレタシ
- 一 就業ノ場合ハ假令休シテモハラレタシ
- 一 女工ニ生理休暇ニ日(月給金額支給)ラテハラレタシ
- 一 健康保険ニ即時加入セラレタシ
- 一 月一回ノ積立ヲ撤消セシメラレタシ
- 一 急接箱ヲ即時撤消入付ナラレタシ
- 一 一九三五、四九

奥萬工場従業員一同
 全口評議会関東金屬労働組合

別記(一) 覽書

奥萬プレス工業所従業員ノ待遇ニ干スル交渉ハ左ノ通り圓滿解決
 依テ左記爲念一札如外

解決条件

- 一 日給五分値上ケテラナスコト
- 一 就業手当ハ左ノ通り改正ス
- 一 八時マデ支給ノ二分
- 一 八時後ハ支給ノ三分
- 一 就業時間ヲ左ノ通り改正ス
- 一 午前七時ヨリ午後五時マデ
- 一 就業ノ場合ハ假令休シテモハラレタシ
- 一 女工ニ生理休暇ハ二日ノ休業ヲ認ムルコト(但シ日給ハ支給セザルモノトス)
- 一 従業員ハ健康保険法ノ命ナルトシテ從ヒ加入者トナスコト
- 一 急接箱ヲ即時撤消スルコト
- 一 給料支拂日ハ八月末マデハ現状通りナレ九月分ヨリ月二回ノ支拂トナスコト
- 一 月一回ノ積立ヲ撤消スルコト
- 一 右本日ヨリ實施スルニト
- 一 昭和十年四月九日

工場代表

奥萬 五 新

従業員代表

黒木金之助